

令和元年度私立幼稚園就園奨励費等について

※令和元年度の補助金は、平成31年4月から令和元年9月までが対象です。10月以降については、幼児教育無償化に伴い廃止予定です。

※就園奨励費に該当しない世帯に対する就園費補助金は平成30年度をもって終了しました。

制度	就園奨励費補助金 (国庫補助事業)	第2子以降幼児 保育料等補助金
対象世帯	令和元年度の市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯又は小学校3年生から数えて2人目若しくは3人目以降が私立幼稚園に在園している世帯	兄・姉が同時に就園している2番目の幼児、又は18歳未満の児童を3人以上現に養育し、そのうち3番目以降の幼児を私立幼稚園に通園させている世帯
補助金額	「令和元年度私立幼稚園就園奨励費・就園費・第2子以降幼児保育料等補助金のお知らせ」を参照してください。	
申請方法	通園している幼稚園に申請書類を御提出ください。申請用紙は6月中旬に各幼稚園に配布しています。 * 1 提出期限については、各幼稚園の指示に従ってください。 * 2 転入園児については、令和元年9月30日まで随時受け付けます。	
添付書類	次に該当する方は、証明書を添付してください。 ① 生活保護受給世帯…福祉事務所長の証明する書類 ② ひとり親世帯等…ひとり親家庭等医療証の写し又は児童扶養手当証書の写し、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書の写し（障害基礎年金を受給している場合） ③ 平成31年1月1日現在、高松市以外で住民登録をしていた世帯…令和元年度市町村民税所得課税証明書（コピー可） ④ 障害児通所支援事業所等（※1）に通園している就学前の兄・姉がいる場合…県又は市が交付した受給者証の写し（利用施設の確認ができるようにコピーしてください。） ⑤ 別居しているが生計を一にしている子どもがいる場合…保険証の写し等、生計が一であることを証明できる書類	
補助金の 交付時期	12月頃に幼稚園を通じて交付予定です。	12月～1月頃に幼稚園を通じて交付予定です。

※1 児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用している場合

御不明な点は、こども園運営課（839-2358）へお問合せください。

「令和元年度私立幼稚園就園奨励費・第2子以降幼児保育料等補助金のお知らせ」（PDF）を御参照ください。